

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署: 学校教育部学校総務課 No.002

処 分 名	春日部市教育センター実習室の利用許可
処 分 の 概 要	春日部市教育センター実習室を利用しようとする者は、実習室利用申請書を提出し、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市教育センター実習室規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）第 5 条
審 査 基 準	利用できる方は、次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たす方です。 （1）市内小・中学校に勤務する教職員 （2）教師の引率又は保護者同伴の市内在住の児童生徒 （3）その他春日部市教育委員会が適当と認めた者 ・教育委員会が共催・後援した活動をする団体 など
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	利用する日の 1 か月前から
申請方法	教育センター1 階学校総務課窓口への提出 又は 郵送
備 考	管理上必要があるときは、利用について条件を付すことがあります。 （春日部市教育センター実習室規則第 5 条第 4 項） 休所日、利用時間 実習室の利用時間は、休所日を除いた日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市教育センター実習室規則

第5条 実習室を利用しようとする者は、実習室利用申請書（様式第1号）を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 実習室利用申請書の受付は、利用する日の1か月前からとする。

3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、実習室利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

4 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。